

## 市第54号議案 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部改正について

### 1 趣旨

異国情緒ある街並みや緑豊かな自然環境を保全し、横浜にふさわしい眺望を確保するため、横浜市景観計画に基づいて重点的に景観形成を進める地区（景観推進地区）として、令和元年7月に「山手地区」を新たに加えました。この「山手地区」における、届出対象行為<sup>※1</sup>及び特定届出対象行為<sup>※2</sup>等を定めるため、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部を改正します。

- ※1) 届出対象行為に対しては、景観計画において定める「行為の制限」に適合しない場合、勧告することが可能。
- ※2) 特定届出対象行為に対しては、景観計画において定める「行為の制限」に適合しない場合、変更命令等を行うことが可能。

### 2 条例改正の主な内容 <景観法からの委任事項>

景観法では、全国一律の届出対象行為として、建築物の建築等の行為、工作物の建設等の行為、開発行為の3つの行為が定められています。これに加えて、届出対象行為を追加する場合等においては、条例で規定することとなっています。

今回の条例改正では、山手地区について、緑豊かな自然環境を保全するため、届出対象行為を追加します。あわせて、良好な街並みを保全し、当該地区にふさわしい景観形成を進めるため、特定届出対象行為を定めます。

#### ア) 追加する届出対象行為

高さが5mを超え、又は1.2mの高さにおける幹の周囲が1.5mを超える  
木竹の伐採

#### イ) 特定届出対象行為

- ・建築物の建築等（ただし、外観変更のない増改築を除く。）
- ・工作物（規則で定める工作物に限る。）の建設等（ただし、外観変更のない改築を除く。）

### 3 施行予定日

条例の公布後に施行規則の改正、周知等を行い、令和2年1月1日の施行を予定しています。

(参考) 山手地区の区域

